

第 1 回事務所職員講習会

事務所職員を対象とした講習会を 2 日間の日程で次のとおり開催いたします。職員を対象とした講習会となっておりますので、会員の受講をご遠慮くださいますようお願いいたします。

■ 2019年6月6日(木) 午前10時～午後4時

【講師】 税理士 大畑 智宏 氏

【テーマ】 「税務業務に関連する改正民法（相続）」

【主な内容】 I 改正民法概要
II 改正民法と税法の関連
III 具体的事例検証
IV 税務上の留意点

【講師より】 民法が昭和 55 年以来 40 年ぶりの大幅な見直しがされました。主な改正項目は、「配偶者の居住権を保護するための方策」「遺産分割等に関する見直し」「遺言制度に関する見直し」「遺留分制度に関する見直し」「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」等となっております。遺留分を算定するための財産の価額に算入される贈与については、一定の場合を除き、相続開始前の 10 年間にされたものに限り含まれることとされました。このことは事業承継税制に関連するとても重要な改正と言えます。このように相続税等の税務業務に特に関連する項目について解説を行います。

■ 2019年6月7日(金) 午前10時～午後4時

【講師】 税理士 嶋 協 氏

【テーマ】 「平成 31 年度税制改正主要項目の実務ポイント」

【主な内容】 ◎個人所得課税（住宅ローン控除の見直し、空家を譲渡した場合の譲渡所得特例の要件見直しなど）
◎資産課税（個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設、民法改正に伴う相続税の改正など）
◎法人課税（中小企業者等支援税制の見直し・延長、イノベーション促進のための 研究開発税制の見直しなど）
◎消費課税（金地金等の密輸に対応するための措置の創設）
◎国際課税（過大支払利子税制の見直し、外国子会社合算課税の見直しなど）
◎納税環境整備（大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置の創設、e L T A X 障害発生時の申告等に係る期限延長の創設など）

【講師より】 平成 31 年度税制改正は、10 月から予定されている消費税率の引上げと軽減税率制度の導入を控えていることから、大きな柱となる項目は少ないものの、資産税における個人事業者の事業用資産に係る相続税等の納税猶予制度の創設、法人税における中小企業者等支援税制の見直しなど、数多くの実務上注意すべき項目が含まれています。

そこで、重要改正項目について、実務上のポイントを中心に整理していきたいと思っております。

【場 所】 有楽町朝日ホール（千代田区有楽町 2-5-1 有楽町マリオン 11 階）

【受講料】 6 月 6 日(木)、7 日(金)の 2 日間で 1 名につき 6,000 円

【申込方法】 1. 申込書に記入のうえ、東京税理士協同組合あてに FAX または本組合ホームページ内の「お問い合わせ」フォームよりお申込みください。（※ 申込書記載事項等の個人情報は、当講習会のみ利用いたします。）
2. 申込みを受付後、2 週間程度で仮受付確認書を FAX いたしますので、その書面に従い、本組

合指定口座に受講料をお振込みください。仮受付確認書が届かない場合は、お手数ですが本組合までお問い合わせをお願いいたします。また、定員に達している場合は、その旨お知らせいたします。

3. 入金確認後、申込者に「受講票」を開催日約2週間前から郵送いたします。

【申込締切】 5月30日(木)ただし、締切日前に定員(先着順630名)に達したときは、その日を締切日といたしますので、ご容赦ください。

■今後の事務所職員講習会 講師・テーマ

第2回 9月12日(木) 税理士 熊王 征秀 氏 テーマ 未定
9月13日(金) 税理士 宮森 俊樹 氏 テーマ 未定
第3回 11月14日(木) 講師・テーマ 未定

お申込み・お問い合わせ先

①FAXでお申込みの方は、《講習会申込書》にご記入のうえお申込みください。

FAX: 03-3341-7189 (研修会専用回線)

②本組合ホームページ内の「お問い合わせ」フォームからお申込みいただけます。ぜひご利用ください。

<http://www.tozeikyo.or.jp>

③お問い合わせ先: 東京税理士協同組合 購買事業課 TEL 03-3354-6141

19.6.6~7

2019年度
第1回事務所職員講習会申込書

所属支部 _____ 支部 登録番号 _____

氏 名 _____

事務所所在地 〒 _____

事務所 TEL _____ () _____

事務所 FAX _____ () _____

受講者氏名

--

計 _____ 名

<※ 楷書にてはっきりとお書きください>

受付No. _____